

「税務システム再構築に向けた基本構想策定支援業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市財政局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき「税務システム再構築に向けた基本構想策定支援業務委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 要綱第6条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提案要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 候補者の特定に関すること
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認める事項

(提出要請書)

第3条 プロポーザル関係書類提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 税務システム再構築に向けた基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施方針
- (2) 実施体制、業務実績
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 提案の評価事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績、経験等
 - (3) 提案者の業務実績等
 - (4) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 提案の評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 財政局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、実施要綱第5条の規定に基づき、評価委員会を設置する。

- 2 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 3 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 財政局総務課長
 - 副委員長 財政局税制課長
 - 委員 総務局行政・情報マネジメント課 I C T 調達統制担当課長
 - 総務局住民情報システム課長
 - 財政局契約第二課長、財政局税務課長、財政局固定資産税課長
 - 財政局徴収対策課長
- 4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 5 評価委員会は、委員の8分の6以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、実施要綱第16条の規定に基づき審査し、候補者の特定等を行う。

附 則

この要領は、平成31年3月12日から施行する。